

規制改革推進会議地域活性化 WG の論点について（2023 年 3 月 16 日実施）

有路昌彦

1. 背景の論点

日本の水産業を活性化させる上では、漁業資源の再生は極めて重要であるが、資源管理だけでは対応できない地球環境レベルの変動の影響に結果をゆだねることはできないので、優先すべきは養殖業の生産基盤の拡充であると考えます。

養殖業成長産業化総合戦略の 2030 年目標には、ブリ類 24 万トン（現在 14 万トン）、マダイ 11 万トン（現在 7 万トン）であるが、基本的に 67%増産するだけの漁場は存在していない。海外輸出展開することは日本の水産業、ひいては沿岸地域経済の発展のためには極めて重要な位置付けにあるが、増産できる状況を作ることは民間の自発的な活動を促すだけでなく、政策的な後押しが必要である。

2. 漁場確保の方策

（1）議論が進んでいる項目

養殖漁場が不足している中、以下の対応については議論が進んでいるが、さらに進める必要がある。

① 利用頻度が低い漁場の回転率向上

都道府県のモニタリングの明確化（行使料だけでなく、実際の生産状況の把握）。養殖業である以上実態は本質的には確認可能。この点は方法の整理を指示する必要がある。

② 商業港内での漁場確保

水域占用許可と合わせて、区画漁業権設定は可能か？区画漁業権の設定までのハードルが高いのであれば、みなしで養殖業としての許可を与えられるようにする方法が必要（畜養レベルではなく、養殖（仔魚から販売成魚まで育てること）を可能とする）。また現在の共済のルールでは、商業港内の水域占用許可における畜養魚には、共済がかけられないので自然災害リスクが大きく、実際の被害は大きい。

③ 漁業権放棄後エリアの漁業権再設定

個別対応として、漁業権再設定が可能である場合があることを明確にすべきではないか。

(2) これから議論が必要な項目

① 沖合漁場

養殖業成長産業化総合戦略の中でも沖合養殖は今後の増産の必要な要素となっているが、技術的な問題より実際の漁場の確保について筋道が立っていない。高知県の中山水産のように通常の沈降式生簀で沖合養殖を実現している例もあり、大規模化と沖合養殖を必ずしもセットにする必要はない（無論大規模化においては沖合の方が余裕がある）。しかし実際に中山水産のように太平洋の真中で沖合漁場を設ける筋道は不明確である。

【課題1】そもそも場所が特定できない

「海しる」で、漁場でも航路でもなく空白地帯になっている沖合での場所の特定のロジックがいる。水温、海流、海底地形、水深など、これらの要素を基に都道府県レベルで候補地を決め、R&Dの視点で開始するような取り組みは必要ではないか。特に海水温が上昇している現在湾奥は必ずしも優良漁場ではなくなっている中、沖合での漁場確保への期待は大きくなっている。これに対応するには、設備的な技術だけではなく漁場の確保を促す取り組みが必要。例えば和歌山県等では湾が少ないため養殖が衰退しているが、湾にこだわらないのであれば、水文的な適正は高い。高知県も同様。

【課題2】利害関係者の調整

概ね許可漁業との利害調整がある。しかし漁場利用実績を明確にした上で、重要漁場でない限り、沖合養殖漁場の確保を優先すべきではないか。この辺りの調整のロジック、またはそれを行う流れは明確にする必要がある（都道府県が、漁業調整委員会に持ち込むまでの筋道が必要）。

② 具体化のアクションについて

どのような方法で、都道府県レベルでの動きが活性化するのかを議論して明確化する必要がある。現状方向性としての認識があっても、具体化のアクションはやりにくい状況。経産省的な方法でのR&Dも一つの方法と考えられるが、こういったアイデアから水産庁が積極的に動きやすくなるようにすることも必要。

以上